

社会福祉法人 豊生会 行動計画

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法】

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内 容

【目 標 1】 正社員男女とも平均勤続年数の差違は結果的には同じであったが、
3年後、男女とも平均勤続年数10年以上目指す

【対 策】

- 令和4年4月～ 過去の離職した職員の離職調査
- 令和4年8月～ その離職理由の分析
- 令和5年1月～ 改善策検討および実施

【目 標 2】 育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を実施し、
男女労働者の育児休業取得促進を図る(特にイクメン)。

- 令和4年4月～ 育児・介護休業を取得しやすい雇用環境整備として、管理職向け研修の実施等、複数の措置を講じる。
- 令和4年6月～ 妻の出産時に取得可能な特別休暇(就業規則で3日間)について施設内ポスター掲示等によって、再周知を行う。